

第 1 条（本規約の目的）

京王グループ共通ポイントサービス規約（以下「本規約」という）は、京王電鉄株式会社（以下「委託元」という）から業務委託を受け、株式会社京王パスポートクラブ（以下「当社」という）が運営を行うポイントサービスの内容を定めたものです。

第 2 条（定義）

1. 当社または当社と提携会社が所定の方法で発行するカードであって、本規約におけるポイントサービスを受けることができるカードを総称して京王パスポートカード（以下「カード」という）といい、カードが発行された方を、会員といいます。
2. 会員が京王グループ共通ポイントサービス対象店（以下「対象店」という）でカードを利用する際に提供されるポイントを、京王グループ共通ポイント（以下「ポイント」という）といいます。
3. 一部の対象店では、指定のスマートフォンアプリ等にカードを登録することで、スマートフォン画面の提示等でカードと同等のサービスを提供します。この場合、スマートフォン画面の提示等をカード利用とみなします。

第 3 条（ポイントの加算）

1. 対象店で商品・サービスおよび権利を購入する際に、会員がカードを提示することによりポイントが加算されます。（なお、一部の対象店を除き、他のカードでクレジット決済をした場合は、ポイント加算できません。）
2. 対象店により決済方法、対象の商品・サービス・権利、ポイント設定（率・数）や加算日等の加算方法が異なりますので、各対象店にご確認ください。
3. 購入時にカードの提示がなかった場合（レジ登録後にカード等を提示された場合も含む）や、他のポイントを含む優待および割引制度を利用した場合、当該購入額に対するポイントは加算できません。
4. 各対象店の事情により、ポイント設定（率・数）等を予告なく変更または廃止することがあります。この場合において、対象店、当社および委託元は一切の責任を負いません。

第 4 条（ポイントの積立）

1. ポイントの積立はカード単位（家族カードも 1 枚単位）で行います。複数カードのポイント残高は合算できません。ただし、京王パスポート V I S A カードに限り、本会員カードと家族カードのポイントを合算して共通化します。
2. ポイントの積立期間は、入会月から翌年入会該当月の前月末日までを初年度の積立期間とし、2 年目以降は、積立期間終了月の翌月から 1 年間で各年度の積立期間とします。
3. 積立期間終了月末時点の積立ポイントは次年度へ繰越しされ、次年度の積立ポイントと 2 年分を合算できます。なお、次年度の積立期間終了月末時点で残っている前年度の積立ポイントは全て消滅します。

第 5 条（ポイント残高照会）

ポイント残高は当社ホームページにてご照会いただけます。（一部対象店では商品・サービスおよび権利を

購入した際のレシートにも印字します。)

第6条（1ポイント単位での利用）

積立てたポイントは、第4条第2項に定めるポイントの積立期間内および積立期間終了から12ヶ月後の月末までの期間に、当社が指定した対象店に限り1ポイントを1円相当としてご利用いただけます。ただし、対象店によってはご利用いただけない商品・サービスがあります。

第7条（ポイント交換商品への交換）

1. 積立てたポイントは、京王ポイント Web サービスを利用し、当社が指定する商品・サービス（以下「ポイント交換商品」という）に交換することができます。ただし、会員は一度申し込んだポイント交換商品の取消または返品を行うことはできません。
2. ポイント交換商品の紛失・盗難・汚損・破損等については、当社および対象店の責に帰すべき事由による場合を除き、当社および対象店は一切の責任を負いません。

第8条（買上商品返品時の処理）

1. 対象店において購入した買上商品・サービスおよび権利を会員の都合等で返品・取消をする場合には、カードおよび買上時のレシートを提示するものとし、当該取引で加算されたポイント相当分をポイント残高から差し引くものとし、その結果、会員のポイント残高がマイナスポイントとなる場合があります。

第9条（ポイントに関する権利の喪失とカードの再発行）

1. 会員の都合により退会する場合、または会員資格を喪失した場合、あるいは京王パスポートカードの会員規約に違反した場合、それまでの積立ポイントは無効となります。
2. 第三者等によりカードを不正に使用された場合、当該不正使用によって加算されたポイントは無効となる場合があります。
3. カードの紛失・盗難・毀損・滅失などの理由により、当社がカードの再発行を認めた場合には、会員が当社に届出した時点のポイント数を再発行カードに引継ぎます。
4. カードの紛失・盗難等が生じ、第三者等によりポイントが利用された場合や、前年度の積立ポイントが消滅した場合には、対象店、当社および委託元は一切の責任を負いません。

第10条（届出事項の変更）

会員は、当社に届け出た住所、氏名、電話番号等が変更になった場合、速やかに当社に届け出るものとします。届出事項変更を怠るなど会員の責任によって会員の所在地が不明となった場合は、カードを利用停止または退会とする場合があります。

第11条（本規約の変更等）

1. 当社は、本規約に基づくサービスの提供を予告なく中断、変更または廃止することがあります。この場合において、対象店、当社および委託元は一切の責任を負いません。
2. 当社は、本規約の一部または全部を予告なく改定することがあります。この場合、会員への送付物または当社ホームページ等でお知らせいたします。

2021年10月1日改定

(お問合せ)

本規約に関するお問合せは、下記お問合せ先までご連絡ください。

お問合せ先

株式会社 京王パスポートクラブ コールセンター

〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷 1-2-2

電話番号 03-3375-5550 (代表)